

令和 6 年度 会派調査研究報告書

(視察先 1 箇所につき 1 枚)

会 派 名	日本共産党上田市議団
事 業 名	(株)廣瀬行政研究所「議員の発言権と質問力向上セミナー」への ZOOM 研修
事 業 区 分	①研究研修 ②調査

1 上田市での課題と研修・調査の目的

二元代表制における議員の役割の一つとして、住民の福祉向上やまちづくりのために、多種多様な住民の意見を、複数の議員で構成される合議制の機関として、把握し活かすことが求められる。

質問力向上のため法的根拠など含めた仕組み、また手法や政策形成への活かし方を学び、市の政策形成へ活かす。

2 実施概要

実施日時	主催	株式会社 廣瀬行政研究所 廣瀬和彦
令和 6 年 7 月 17 日(水) 14:00 ~ 17:00	会場	オンライン(自宅)

報 告 内 容	1 研修内容
	【1】質問とその種類 ①意義と規定 ・ 質問—標準市議会会議規則 62 条 二元代表制での監視機能も有するが、自治体の課題や問題点を共有し、市の特質を考慮しながら市としての解決策を見つけることが有効である。 ・ 本会議質疑—標準会議規則 55 条 意見を言うところではなく、疑問点を言う ・ 委員会質疑 意見も加えながら質疑をおこなうことができる。 ②質問の種類 ・ 一般質問—口頭による質問との法律はないが、市民目線で考えると口頭での質問が有効。 ・ 代表質問—会派内で、政策討論や質問の磨き上げをすることが有効。 ・ 緊急質問—災害など ・ 関連質問—法律上は認められているが、妨害等に発展することがあり、やめている市町村議会も多い。長崎市のように、会派内のみ認めている議会もある。 ・ 文書質問 ★市議会—質問 人口 10～20 万人の市の平均質問者数—個人質問 61.5 人（年間） 代表質問—7.4 人

★質問において重要なこと

市政における問題点を発見する→問題が起きている背景や因果関係を分析する→問題を解決するための手法(問題について共通認識をもってもらい→解決のための方策を議論する)

③本会議と委員会の質疑の違い

- ・ 本会議—疑義をただすだけで意見を言う場ではない
- ・ 委員会—会議規則の規制により疑義をただしながら自由に意見を述べるができる
法律上、どちらでも問題はないが、基本的に本会議では概略をただし、委員会では詳細をた
だす

【2】質問の範囲と限界

①議長に対する質問—議長に対し、例えば議会事務局職員の任命権について質問することは可能
(自治体の一般事務の範疇であるため)→ただし、行政実例：昭和 29. 11. 24 あり。

②議会事務局長に対する質問

議会事務局に対し、例えば議会費についての質問をすることは可能であるが、事務局長は答弁
できない。→地方自治法 121 条に基づく説明員が答弁することができるが、事務局長は一般的
に説明員として出席していない。→議長の議事運営を補佐するために出席→総務部長等が答弁

★R4. 6 取手市議会定例会一般質問(事例)

- ・ 前副議長による一般質問(答弁：市長)
—取手市役所の人事についての質問—
- 1. ゼネラリストを目指す方向性だと思うがスペシャリストの必要性
- 2. 公務員法など。

【3】通告と執行機関の対応

①質問通告

②質問手法

- ・ 一括質問・一括答弁
- ・ 一問一答

それぞれのメリット、デメリットがある。

特に、一問一答形式は、日常会話と同様、聞き手がわかりやすいが、
代表質問の場合は、一問一答より一括の方が有効の場合もあるため使い分けると良い。

③無通告による質問の取り扱い

通告による質問が終了した時は無通告による質問ができると規定。

→ 一般的には通告による質問者の人数等を議運で調整しているので、無通告による質問は、
議運決定の意味をなさなくなる可能性あり

委員長報告に対しての質疑等は法的に可能。

しかし委員を出している場合には、基本的に委員長報告に対して質問はしない。
→委員を出していない会派での質問は有効。

【4】7つの効果的な一般質問手法

- ①類似団体で同様の事業を行った際の費用対効果や経費との具体的な比較
- ②善処する、検討する、調査研究するという答弁に対し、後日におけるフォローアップ
※検討とする理由を再質問することも有効
- ③具体的な施策の提言
- ④事業、施策の要求をするに当たり、どの施策を削除または縮小し、予算措置をどのようにするのか具体的に提案
- ⑤議員として行政評価を取り入れながら問題点を指摘する
- ⑥基本構想・基本計画との整合性を確認
- ⑦質問の継続性と発展性

【5】政策提案

- ・議員または委員会提案の条例案
- ・議員または委員会提案による決議
- ・一般質問での議員個人による政策提案

2 研修から得られたこと

本会議質疑と、委員会質疑の違い、
会派によって委員会に委員を出せていない場合は、本会議で質疑するなど
色んな手法があることがわかる。

議長や議会事務局への質問もできることなど
仕組みや権限など、法的根拠も交えながら
学ぶことができた。

委員会等での政策形成への活かし方など、
さらに研究を重ねていきたい。

どれも、色々な手法があることがわかる。
また、メリットデメリットもあり、
状況等にあわせて、使い分けするのが良い。

特に【4】7つの効果的な一般質問手法に、
ついては深めて実践していきたい。

議員としての行政評価も取り入れるため、
今後、手法を学び身に着けたい。

議員の発言権と 質問力向上セミナー 7月17日(水) in 博多

オンラインセミナー

◆10:00～13:00

議員が有する発言権と不穏当発言への取扱

1. 議員の発言権とその限界
2. 議員に認められている主な発言の種類
3. 不穏当発言・不規則発言とその判断基準
4. 発言の取消・訂正と会議録
5. 議員の発言に対する法的責任

◆14:00～17:00

効果的な質問手法と政策形成への活かし方

1. 質問とその種類
2. 質問の範囲と限界（第三セクターや外交問題等）
3. 質問において留意すべき11個のポイント
4. 効果的な質問を行うための7個の処方箋
5. 質問から政策形成へ



講師：廣瀬 和彦

【株】廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事
慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学政経学部講師・
明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、
「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査
費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株)廣瀬行政研究所